③使用人の社宅

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 備考 |
| 使用人に社宅や寮などを貸したときの賃料相当額 | 次の(1)～(3)の合計額となる。* 1. (その年度の建物の固定資産税の課税標準額)×0.2％
	2. 12円×(その建物の総床面積(㎡)÷3.3㎡)
	3. (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額)×0.22％
* 使用人に対し無償で貸与する場合には、賃貸料相当額が給与として課税
* 使用人から賃貸料相当額より低い家賃を受け取っているときには、賃貸料相当額と受け取っている家賃との差額が給与として課税
* 使用人から受け取っている家賃が、賃貸料相当額の50％以上であれば、賃貸料相当額と受け取っている家賃との差額は、給与として課税されない
* 他から借りた社宅等を貸与する場合でも、上記①～③の合計額が賃貸料相当額となる
* 現金で支給される住宅手当や入居者が直接契約している場合の家賃負担は、社宅の貸与とは認められないので、給与として課税
 |  |